

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第5回） 議事概要

1 日 時 平成20年3月21日（金）13：30～15：30

2 場 所 総務省第2庁舎6階 特別会議室

3 出 席 者

廣松座長、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員、
総務省（統計局）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）中川総務省政策統括官付調査官
安田総務省政策統括官付国際研修協力官

4 議事次第（1）行政記録情報の活用について
（2）その他

5 議事概要

（1）行政記録情報の活用について

事務局から、資料1～4に基づき、行政記録情報の統計作成への活用ニーズ等の調査結果に関する説明が行われた。

総務省（統計局）財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省から、「既に統計作成に行政記録情報を活用している例」及び「今後統計作成に行政記録情報の活用が期待できる例」に関する説明が行われた。

上記、の説明を踏まえ、行政記録情報の活用に係る課題と対応方策、活用推進のための仕組み等について審議が行われた。主な意見は次のとおり。

《統計作成に有用と考えられる行政記録情報》

- ・ 統計作成に行政記録情報を活用している例が少なすぎる。まだまだ利用可能な行政記録情報が数多くあるのではないかと。
- ・ 行政記録情報を活用する際の支障の一つとして、当該情報が電子化されていないことがあるが、近年、徐々に各種申請、届出等が電子化されつつあるので、活用できる行政記録情報は増えているのではないかと。
- ・ 行政記録情報の活用の例が少ないとのことだが、貿易統計、出入国管理統計、金融財政統計は全て行政記録情報により作成されており、かつ非常に膨大な数の統計が存在していることから、この点を整理しておく、当該活用について多くの人の理解が得られやすいのではないかと。
- ・ レセプト情報については、今後、電子化が進み、統計作成への活用が可能になれば、慎重な取扱いが必要であっても、政策立案にとって不可欠なものになる。

《行政記録情報の活用に係る課題と対応方策》

- ・ 行政記録情報の閲覧内容、閲覧手続、閲覧期間等が地方公共団体により異なることは、統計作成への活用に大きな支障であり、かつ、合理的な理由があるとも思えないため、統一することが必要である。
- ・ 市区町村別の人口移動の統計は、基幹統計に相当する重要な統計であると考えられるが、これが住民基本台帳の活用に際し国民のコンセンサスが得られないという理由で作成できない状況にあることは問題である。
- ・ 住民基本台帳の情報の場合、基本4情報については、電子化された形で容易に把握できる可能性があるが、それ以外の情報については、法律上、職員が市区町村に行き台帳を閲覧し転記する方法でしか把握できないため、膨大なコストがかかり現実的ではない。
- ・ 行政記録情報のうち、法人に関する情報については、その社会的責任の観点から明らかにすることが必要とされる時代なので、営業上の秘密に該当する部分は除き、きちんと利用することを明確にすべき。また、個人に関する情報についても、個人が特定できない範囲のものであれば、理由を明確にして利用すべき。
- ・ 仮に、行政記録情報の内容が、本来、統計上必要とする時点と多少異なっていたとしても、調査環境が非常に厳しくなっている状況を勘案すれば、それを推計技術によって修正した上で統計作成に活用した方が、別途、統計調査を実施して低い回収率のデータで統計を作成するよりも、より良い統計ができる。
- ・ 税務データについては、これまで極秘扱いされてきたが、データ全てが税務行政以外に使用できないというのはあまりにも一方的であり、どこまでが極秘扱いとすべきで、どこからが利用可能なのか少し掘り下げる必要がある。
- ・ 法律で守秘義務が規定されているからといって一切外部に情報を出せないと解する必要はない。情報公開法の制定時においても、守秘義務違反とは、服務規律に違反して情報を漏らすということであるから、情報公開法に基づいて情報を開示することは守秘義務違反の構成要件に該当しないと整理されている。したがって、守秘義務規定がある場合でもそれが服務規律違反と言えないケースが当然ある。

《活用推進のための仕組み》

- ・ 統計作成上極めて必要性の高い事項については、関係する行政記録情報の保有部局に対し、法令改正を行い、行政記録情報の収集目的に反しない範囲で、行政記録の様式の中に追加してもらうよう要請したらどうか。そうすれば、別途統計調査を実施する必要もなくなり、調査コストの削減にもつながるのではないか。
- ・ 従来のような統計調査のみが統計を作る手段であるという考え方は改めるべき。エネルギー分野においては、省エネ法の定期報告等のデータは総合エネルギー統計を作成するために使うこととなっており、また、統計精度の向上のため、電力会社やガス会社に対し業務データを提供しよう働きかけも行っている。こうしたことは多くの行政分野で行われていると思う。
- ・ 政策評価の実施や関係行政の改善のために必要なデータは数多くある。例えば、新たに事業を実

施する際に、初めから関係するデータを把握できるようにしておかないと事後の評価ができないということもある。したがって、行政記録情報への統計関連事項の追加の理由として、単に統計作成のためということだけでは抵抗があるかも知れないが、政策のレビューや改善のためであり、それが翻って国民や企業のためにもなるという説明ならば、行政記録情報保有部局の理解が得られ、法令改正も可能となるのではないかと。

- ・ 行政記録情報の統計作成への活用にあたっては、活用のための作業を行政記録情報保有部局が行うのか、それとも統計作成部局が行うのかを明確にすれば、当該活用が推進されるのではないかと。
- ・ 行政記録情報については、直接統計作成に活用できるか、また、直接活用できなくても補助情報として活用できるかを実験的に検証する必要があると、そのための枠組みを整備すべきである。
- ・ 行政記録情報の統計作成への活用を推進するため、統計作成部局に対し、新たな統計を作成しようとする際は、活用できる行政記録情報を探すことを義務付けたらどうか。
- ・ 一つの解決策として、統計作成部局から行政記録情報保有部局に対し、個人、企業等が特定されない形で、こういう情報がほしいと依頼する方法があるのではないかと。こうした方法であれば、行政報告として原情報を提供した個人、企業等の心理的負担も緩和できるのではないかと。

(2) その他

次回の第4ワーキンググループ会合は、4月8日(火)の14:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>